

イザというときの「雇用保険」、賢く活用!

会社で働く正社員、パート・アルバイト、派遣社員の人は、お給料から雇用保険料が支払われているのをご存じですか。雇用保険とは、政府が行っている社会保険の一つ。労働者を雇用する事業所は、原則として加入が義務づけられています。

「雇用保険料は給与から支払い」

保険料は職種によって異なります。雇用されている人「被保険者」は、総支給額(基本給・住宅手当・家族手当・役職手当・通勤交通費など)に5/1000(一般事業の場合)を掛けた金額を給与から支払っています。事業主は、これよりも多い8.5/1000です。

雇用保険は妊娠・出産、定年退職や自分の都合で退職したり、契約期間が切れたり、あるいは会社が倒産して働きたいのに働けない場合などに、生活を心配しないで再就職ができるよう失業等給付(基本手当など)を支給したり、職業訓練や職業紹介が受けられるなど、求職活動を支援する社会保障制度です。

「雇用保険被保険者証」を大切に

健康保険に保険証があるように、雇用保険にも「雇用保険被保険者証」があります。1人につき1枚のみの発行で、通常は会社で保管し、退職するときに本人に手渡されます。雇用保険の手続きはハローワークで行いますが、退職して失業給付などをもらうときは、この雇用保険被保険者証は必要な書類の1つになるので、手元にあるときは大切に保管しましょう。

基本手当を受給するためには、離職の日以前の2年間に被保険者期間が通算12か月あること。そして、ハローワークへ行って求職の申し込みを行

平成24年度雇用保険料率

事業の種類	労働者負担	事業主負担
一般の事業	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000

い、就職しようという意思と能力があるにもかかわらず、本人やハローワークが努力しても就職できない「失業の状態」にあることが受給要件となっています。

従って、病气やけが、妊娠・出産・育児のため、すぐに就職できないときや、定年退職してしばらく休養しようと思っているときは、失業の状態ではないので受給はできません。

もらえるのは離職後、原則1年間

また、基本手当の受給期間は原則、離職した日の翌日から1年間となっています。病气やけが、妊娠・出産・育児、定年退職後の休養などの理由で、引き続き30日以上働けない場合でも、1年経つと受給できなくなるのですが、1年という受給期間は最長で3年間延長することができます。そのためには、引き続き30日以上働けなくなった日の翌日から起算して1か月以内に、ハローワークに届け出る必要があります。

たとえば出産のために退職し、出産後1年経ってから再就職を予定しているなら、離職した日の翌日から1か月以内に延長の届け出が必要で、届け出は代理人や郵送でもOKです。また、育児休業給付や高齢雇用継続給付といった給付もあります。雇用保険を知って上手に活用しましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サートファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座

開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!

(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>



証券 投資



あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会